

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案 新旧対照条文 目次

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第四条関係）	1
○ 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第六号）（附則第五条関係）	3
○ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）（附則第六条関係）	5

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>		<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	
法律	事務	法律	事務
<p>（略） 重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（令和八年法律第○号）</p>	<p>（略） この法律の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一 第十六条第五項（第十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る重要品種種苗生産事業活動計画に係るものに限る。） 二 第十六条第七項（同条第十一項（第十七条第五項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合及び第十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

三 第十六条第八項（同条第十一項（第十七条第五項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合及び第十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る重要品種苗木生産事業活動計画に係るものに限る。）

改正案	現行
<p>（権限） 第五十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）、有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第一百十二号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第</p>	<p>（権限） 第五十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）、有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第一百十二号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第</p>

三十八号)、米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十五号)、都市農業振興基本法(平成二十七年法律第十四号)、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和四年法律第三十七号)及び農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律(令和六年法律第六十三号)及び重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律(令和八年法律第 号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

三十八号)、米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十五号)、都市農業振興基本法(平成二十七年法律第十四号)、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和四年法律第三十七号)及び農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律(令和六年法律第六十三号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 研究機構は、前三項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十四条に規定する業務、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和六年法律第六十三号）第十七条に規定する業務、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（令和八年法律第<u>九号</u>）第九條第一項及び第二項に規定する業務並びに林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うことができる。</p>	<p>（業務の範囲） 第十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 研究機構は、前三項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十四条に規定する業務、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和六年法律第六十三号）第十七条に規定する業務並びに林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うことができる。</p>